

一般競争入札を実施するので、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則（平成19年公立大学法人福井県立大学細則第17号）第5条の規定により次のとおり公告する。

令和2年3月9日

公立大学法人 福井県立大学  
理事長 山田 賢一

## 1 入札に付する事項

### （1）業務の名称

福井県立大学小浜キャンパスおよび海洋生物資源臨海研究センター  
実験排水等水質検査業務委託

### （2）委託内容

入札説明書、設計書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

### （3）委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

## 2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則（平成19年公立大学法人福井県立大学細則第17号）第4条に基づき定める競争参加者の資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

（2）入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（4）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（5）福井県内に、本店、支店、営業所または事業所があること。

（6）この入札に係る調達役務について、委託期間中、仕様書等に定める業務を確実に履行するため必要な能力を有する者であること。

## 3 入札説明書等の交付等に関する事項ならびに入札の日時および場所

（1）入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称お

より所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒917-0003

福井県小浜市学園町1-1

公立大学法人福井県立大学小浜キャンパス企画サービス室

電話 0770-52-6300

(2) 入札説明書等の交付方法

本学のホームページ上で公開する。

(3) 入札書の提出方法

持参すること。

(4) 入札の日時および場所

ア 日時

令和2年3月27日（金）午前11時30分

イ 場所

福井県小浜市学園町1-1

公立大学法人福井県立大学小浜キャンパス交流センター102セミナー室

#### 4 入札方法に関する事項

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 5 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達役務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 6 その他

(1) 入札保証金および契約保証金

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(2) 入札参加希望者に要求される事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に必要書類を添えて提出し、この入札に対する事項に係る入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札の無効

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 当該競争入札の落札決定の効果は、令和2年度予算発効時において生ずる。

(6) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力をを行う

こと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。